

平成 28 年 12 月 24 日
平成 29 年 1 月 29 日改訂
平成 29 年 2 月 13 日改訂
平成 29 年 5 月 8 日改訂

Ⅲ. 4 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の 分別確認と払出し・処理委託ガイドライン

第 1 ガイドラインの位置付け

1. 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託ガイドラインは、設備等については解体・分別が、施設撤去廃棄物等については分別確認と払出し・処理委託が適切に実施されるように、その方法等の技術的指針を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ. 4-1 設備等の解体・分別マニュアル」及び「Ⅲ. 4-2 施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託マニュアル」が整備され、設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託が実施されるものとする。

[解説]

設備等の解体は、原則として堆積物なしの状態を実施し、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮した B A T に基づき対応するとともに、「分別の判断基準」に基づく分別もあわせて実施するとしている。また、施設撤去廃棄物等は、「分別の判断基準」に基づく分別が適切に行われていることを確認のうえ払い出すとしており、これらの具体的な内容について定める必要がある。

本ガイドラインは、B A T を適用した設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適切な分別確認と払出し・処理委託を実施するための方法等の技術的指針を取りまとめたものである。

第 2 ガイドラインの概要

1. B A T に基づく設備等の解体・分別を実施するための基本的な事項について示す。
2. 施設撤去廃棄物等の適正な分別確認と払出し・処理委託を実施するための基本的な事項について示す。

[解説]

B A T に基づく設備等の解体・分別や施設撤去廃棄物等の適正な分別確認と払出し・処理委託を実施するための基本的な事項について示す。

第3 設備等の解体・分別の方法

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 解体・分別の実施にあたっては、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づく適切な手法等を適用するものとする。
3. 設備等の解体・分別は、原則として堆積物なしの状態を実施するものとし、解体・分別にあたっては、「分別の判断基準」に基づくものとする。
4. 堆積物ありの設備等が残存する場合には、この設備等の解体を原則として、堆積物なしに優先して実施する。その後に関係法令に従い、一般解体を実施するものとする。
5. 建築構造物の解体時において、原則として有害物質（空調用冷媒フロン等）への対応も優先して実施し、適正な取扱いを行うものとする。
6. 鉛塗料が使用されている設備等の解体・分別作業の際には、関係法令等に従い適切に対応するものとする。

[解説]

解体作業の実施にあたり、受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得る。

解体作業の方法は、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づく適切なものとする。

設備等の解体・分別は、「分別の判断基準」に基づき、原則として堆積物なしの状態を実施する。堆積物ありの設備等の解体は、堆積物なしに優先して実施し、その後一般解体を実施する。

堆積物ありの状態を実施する場合には、産業廃棄物の種類と堆積物の状況に応じた解体・分別を実施するものとする。

建設リサイクル法等に基づく届出を行い、建築構造物に使用されているフロン等の有害物質等を適切に把握し処理を実施する。なお、解体を実施する建築構造物に、アスベストは使用されていない。また、直島の間処理施設の脱硝触媒やボイラーのキャストブル耐火物及び後燃焼室の耐火ブランケットにリフラクトリーセラミックファイバーが原料として使用されていることから、労働安全衛生法に基づく届出を行い、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則に定められた適切な措置を実施する。

鉛塗料が使用されている設備等の解体・分別に関し、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）で定められた鉛業務を実施する場合には、関係法令等に従い適切に対応する。

第4 堆積物なしの設備等の解体・分別の方法

1. 堆積物なしの設備等は、「分別の判断基準」に基づく解体・分別を実施することを基本とする。

[解説]

堆積物なしの設備等は、廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づき、表1に示す分別の判断基準のとおり分別する。

また、金属類の分別においては、鉛塗料が使用されている設備等を分離する。

表 1 堆積物なしの設備等の分別の判断基準

分別の区分	具体例
①コンクリート類(陶磁器類を含む)	・保管ピット
②コンクリート及び鉄からなる建設資材	・保管ピット
③鉛のみが除染完了の判断基準を超過した堆積物なしの設備等の金属および鉛塗料が付着した金属	・塗装された設備等
④上記以外の金属類	・投入ホッパ ・コンベヤ
⑤木材	・木材構造物
⑥可燃物類	・コンベヤベルト
⑦その他	

第 5 堆積物ありの設備等の解体・分別の方法

1. 堆積物ありの設備等を解体・分別する場合にも、堆積物なしの場合の分別の区分に準じて分別するものとする。
2. 設備等の配置等により除染作業前に設備等を解体する場合は、堆積物ありの設備等として取扱うこととし、除染作業後に、堆積物の状況に応じて分別を実施するものとする。
3. 中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等については、除染完了の判断基準によらず堆積物ありとして解体・分別する。
4. 堆積物ありの設備等の解体作業は、結合の解除を原則とし、やむをえず切断を行う場合には、加熱領域が少なく、またステンレス鋼にも対応可能なプラズマ切断を基本とする。

[解説]

堆積物ありの設備等の解体・分別にあたっては、堆積物なしの場合の分別の区分に準じて分別する。

設備等の配置等により除染作業前に設備等を解体する場合には、ダイオキシン類、PCB及び鉛による堆積物ありとして取扱い、除染作業後に、堆積物の状況に応じて分別を実施する。除染完了調査結果において堆積物なしとなった場合には、表1に示す分別の判断基準に従い分別を実施する。

中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等については、除染完了の判断基準によらず堆積物ありとして解体・分別する。

堆積物ありの設備等の解体作業は、切断の熱に伴う有害物質等の気化を考慮して結合の解除を原則とし、やむをえず切断を行う場合には、加熱領域が少ないプラズマ切断を基本とする。

第6 施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託の実施

1. 設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等を分別するものとし、払出しや処理委託にあたっては、これを確認するものとする。
2. 施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、有効利用を図ることとする。
3. 中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等については、除染完了の判断基準によらず堆積物ありと見なし、特別管理産業廃棄物の判定基準に準じて判断し、適正な処理委託を行うこととする。
4. 施設撤去廃棄物等の豊島・直島における輸送・運搬は、これまでの本事業における対応と同様に、可能な限り公道を使用しない経路を選定することとする。

[解説]

設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等の分別への対応を実施するものとし、堆積物の有無に応じて分別されていることを確認のうえ払出しや処理委託を実施する。

施設撤去廃棄物等は資源化を原則とする。堆積物なしの施設撤去廃棄物等は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材について有効利用を図る。これ以外の施設撤去廃棄物等も有効利用を原則とする。

また、堆積物ありの施設撤去廃棄物等も可能な限り有効利用を図ることとし、廃棄物処理法に基づく許可等を有する廃棄物処理業者に適正な処理委託を行う。

耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等の有害物質を含むものや除染作業を実施しないもの、処理委託を行うことが適当なものについては、除染完了調査を実施することなく、特別管理産業廃棄物の判定基準に準じて判断し、適正な処理委託を行う。

施設撤去廃棄物等の豊島・直島における輸送・運搬は、これまでの本事業における対応と同様に、専用栈橋を活用する等、可能な限り公道を使用しない経路を選定することにより周辺環境の保全に配慮する。